

# Governance

## 企業統治



## コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスは、企業経営を規律する仕組みであり、その目的は、経営の効率性を向上させるとともに、経営の健全性と透明性を確保する事により継続的な企業価値の増大を実現させる事と考えます。よって、住友大阪セメントグループは、その充実を経営上の最重要課題と位置付けています。また、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る為に、「住友大阪セメントコーポレートガバナンス基本方針」を定めています。

### 機関および内部統制システムの整備状況

#### 取締役会、執行役員

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名から構成されており、毎月1回以上、取締役会を開催し、経営上の重要事項の決定を行うとともに業務執行状況の報告を受けています。また、2006年6月より、経営における意思決定・監督機能と執行機能を分離し、各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図る為、「執行役員制度」を導入しています。

#### 監査役会

監査役会は、監査役5名から構成されており、うち3名は社外監査役です。監査役は、毎月1回以上、監査役会を開催するとともに、取締役会を含む重要会議に出席しています。

#### 指名・報酬委員会

取締役および執行役員の報酬について水準の妥当性および業績評価の客観性・透明性を確保する為、また、取締役および執行役員の人事についても報酬同様に客観性・透明性を確保する為に、2016年1月1日に取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置し、その後、2018年1月1日から、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しています。

委員会は、委員の過半数を社外取締役および必要に応じて加える独立性のある社外有識者をもって組織するものとし、委員長は、委員の互選により選任しています。委員会では、取締役および執行役員の人事案および会長・社長などの後継者計画・選解任ならびに報酬の決定に関する方針および報酬案について審議を行い、取締役会に対して答申を行っています。

2021年6月からは、社長、社外取締役3名および社外有識者1名の計5名で構成されています。

#### 内部監査室

住友大阪セメントグループの業務活動および諸制度に関し、内部監査を行う事を目的として社長直属の内部監査室を設置しています。

内部監査の年度計画の作成に際しては、監査役と意見交換を行い、監査役と合同で監査を実施し、情報・意見の交換を行うなど、連携を取っています。また、監査役の求めに応じ、都度監査役に報告を行うとともに、監査役の依頼に従い特定事項の調査を行っています。

#### リスク管理委員会

住友大阪セメントグループのリスクの把握、評価および対応を図る為、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、その役割と責任を明確にする為、「リスク管理委員会規程」を制定しています。

リスク管理委員会は、年度ごとにリスク管理に関する活動の計画を策定し、その進捗を管理しています。リスク管理の状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をリスク管理委員会に報告しています。

リスク管理委員会は、監査結果について、必要に応じて適切な措置を講じるとともに、監査結果等を取締役会および監査役に報告しています。

### コーポレートガバナンス強化の取り組み

取り組み		取り組み	
2006年	「執行役員制度」を導入	2016年	報酬委員会を設置
2008年	社外取締役1名を初めて招聘	2018年	指名・報酬委員会を設置
2015年	社外取締役を2名に増員	2019年	指名・報酬委員会を、社長、社外取締役2名および社外有識者1名の計4名で構成
2015年	「住友大阪セメントコーポレートガバナンス基本方針」を制定	2021年	社外取締役を3名に増員 指名・報酬委員会を、社長、社外取締役3名および社外有識者1名の計5名で構成

### 取締役会の実効性評価

当社は、毎年、アンケートなどによる各取締役の自己評価等も参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析および評価を行い、その結果の概要を開示する事としております。2020年度については、取締役および監査役に対して取締役会全体の実効性に関するアンケートを実施し、取締役会がアンケート結果を参考にしつつ、分析および評価した結果、取締役会の実効性について問題は認められませんでした。



## 役員報酬

当社の取締役の報酬等の額またはその算出方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、取締役会です。また、当社は、報酬水準の妥当性および業績評価の客観性・透明性を確保する観点から取締役会の諮問機関として、任意の「指名・報酬委員会（社内取締役1名、社外取締役3名、社外有識者1名で構成）」を設置しています。本委員会は、業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案し、取締役および経営陣幹部の報酬案について審議を行い、取締役会に対して、答申を行います。取締役会は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、審議し、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役の報酬を決定します。

### ▶ 株式報酬制度の導入

2020年の6月に実施された第157回定時株主総会において、社外取締役を除いた当社の取締役を対象に、従来までの基本報酬に加えて株式報酬制度を導入する事を決議し、承認されました。本制度の導入は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有する事で、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める事を目的としています。

本制度は、当社が金銭を拠出する事により設定する信託が当社株式を取得し、当社が対象取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて、対象の取締役にに対して交付されます。当社が対象取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり10,000ポイントを上限（1ポイントは当社株式1株。使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。）とし、対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としています。

### ▶ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	253 (21)	242 (21)	-	11 (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	57 (23)	57 (23)	-	-	5 (3)

\*上記の非金銭報酬等の額は、信託制度を利用した株式報酬制度(株式交付信託)の当事業年度の引当金計上額を記載しております。

## 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応を行い、一切関係を持ちません。この基本方針に基づき、総務部を対応統轄部署として情報収集を行うとともに、必要に応じ警察、弁護士などと連携して組織的に対応する事としています。

# コンプライアンス

企業が持続的に発展する為には、土台となるコーポレートガバナンスの充実とともに、コンプライアンスの徹底が必要と考えます。

### コンプライアンス体制

住友大阪セメントグループの全ての役職員（執行役員、嘱託、派遣社員を含む）に対し、コンプライアンスの意識高揚、浸透、定着を図る為、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、その役割と責任を明確にする為、「コンプライアンス委員会規程」を制定しています。

### コンプライアンス推進体制

当社各部門にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス担当者を設置しています。

#### ●コンプライアンス責任者

各部門長がコンプライアンス責任者となり、部門におけるコンプライアンスの管理監督などを行います。

#### ●コンプライアンス担当者

コンプライアンス責任者の任命によりコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンス委員会事務局への情報伝達や各部門へのコンプライアンスに関する情報の周知などを行います。

なお、当社グループ会社につきましても、当社に準じた推進体制を確立する事としています。

当社グループの全ての役職員からの通報を受け、調査・是正などの措置を行う為の内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン制度」を設けています。同制度については、社内イントラネットで周知を図るとともに、対象を「法律違反や社内規程違反およびそのおそれがある行為ならびにそれらの疑いに対する疑問全般の受付」にまで拡大するなど、使いやすさの改善を図っています。

### ▶ 活動内容の紹介

#### コンプライアンスマニュアル

コンプライアンスの徹底を図る為の具体的な手引書として、コンプライアンスマニュアルを作成し、社内イントラネットで公開するとともに、都度追加修正して、周知徹底を図っています。

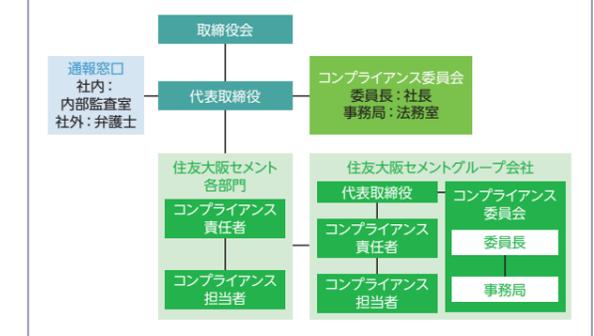
#### 役職員への啓発

- コンプライアンス委員会事務局が各部門・各グループ会社を対象に、コンプライアンスに関する講習会や法務相談を実施しています。
- コンプライアンスに関するタイムリーなテーマを外部の専門家が解説する、当社グループの役員および各部門・各グループ会社のトップを対象とした「トップセミナー」や、コンプライアンス担当者を対象とした「コンプライアンス担当者会議」を開催しています。
- 当社役職員を対象に、eラーニングによるコンプライアンス・ビデオの視聴を実施しており、さらに各グループ会社への展開を推進しています。
- 階層別研修においてもコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透・定着を進めています。

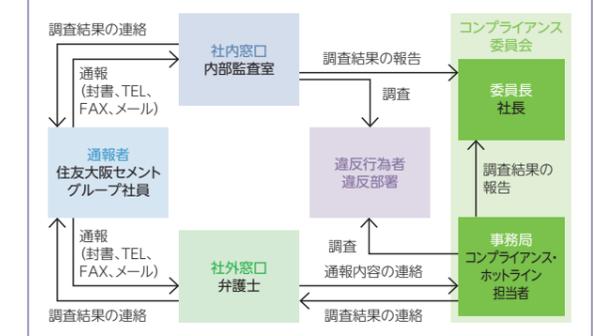
### コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、年度ごとにコンプライアンスに関する活動の計画を策定し、その進捗を管理しています。コンプライアンス状況に関する監査は、「内部監査室」が行い、その結果をコンプライアンス委員会に報告しています。コンプライアンス委員会は、監査結果について、必要に応じて適切な措置を講じるとともに、監査結果を取締役会および監査役に報告しています。

コンプライアンス推進体制概要図



コンプライアンス・ホットライン制度フロー図



# リスクマネジメント

## ▶ リスクマネジメント体制

住友大阪セメントグループのリスクの把握、評価および対応を図る為、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、その役割と責任を明確にする為、「リスク管理委員会規程」を制定しています。

リスク管理委員会は、年度ごとにリスク管理に関する活動の計画を策定し、その進捗を管理しています。リスク管理の状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をリスク管理委員会に報告しています。

リスク管理委員会は、監査結果について、必要に応じて適切な措置を講じるとともに、監査結果などを取締役会および監査役に報告しています。

## ▶ 2020年度の取り組み事項

2020年度は、新型コロナウイルスの蔓延を受け、従前の大震災やその他自然災害に感染症もリスク対象範囲に加え、各種リスク関連マニュアルの見直しを行いました。その上で本社各部署における重要業務、ボトルネックの洗い出しを行い、バッドシナリオ発生時の対策を織り込んだ「本社各部署BCPマニュアル（本社被災版・拠点被災版）」の改訂を行いました。

主な訓練では、就業時間内に本社地区で大規模災害が発生した際の「本社災害対策本部（初動対応）訓練」および就業時間外に同様災害発生時の「臨時対策本部訓練」を実施しました。今年度はコロナ禍での出勤抑制という実環境の想定に基づき、両訓練ともweb会議機能を活用し、対面とリモート参加のハイブリッド式での訓練を行い、感染予防と初動対応の両立を図りました。

上記の他、BCPを保有している事業所は、自主的に教育・訓練見直しを実施し、マニュアルの更新とブラッシュアップを図りました。

## ▶ リスク管理に関する社内説明会、研修会の実施

### 2020年

- 10月 津田沼臨時対策本部訓練実施(web形式)
- 11月 本社自衛消防訓練実施(web形式)

### 2021年

- 1月 各部/事業所のリスク管理担当者、関係会社リスク管理担当者で合同会議・講習会開催(web形式)
- 1月～2月 各社員向け安全運転教育実施(eラーニング)
- 3月 本社災害対策本部(初動対応)訓練実施(web形式)

## ▶ 新型コロナウイルス流行拡大への対応

当社グループは、産業医・産業看護職による専門的助言に基づき、以下の通り従業員の感染予防策を講じ、業務を継続できる体制を整備しております。

- うがい、手洗い、マスクの着用、手指消毒の励行。
- 在宅勤務やフレックス制度の積極活用、時差出勤による出勤率の抑制。
- 座席対面配置の回避、会議室、講堂の空間を活用した執務ゾーン分散化。
- 国内出張、外出、来客、懇親会の自粛。
- 大人数での会議、打合せの制限。リモート開催の優先検討。

## ▶ 情報セキュリティ

当社グループでは、情報の管理に関して必要な基本事項を定めた「情報管理基本規程」のもと、事業活動に関わる有形および無形の情報資産ならびに情報インフラを外部などからの脅威から保護し、当社の事業活動を安全かつ円滑に促進する事を目的とする「情報セキュリティ基本規程」を制定し、これらに基づく管理体制のもと、情報セキュリティ活動に取り組んでいます。

## ▶ 情報セキュリティ事故対応要領の制定

社内の情報の紛失、盗難、盗聴、誤送信などにより社内の機密情報もしくは顧客情報が流出する事、または外部からの攻撃などによるシステムの改ざん、破壊などにより業務が停止するような情報セキュリティ事故が発生した場合、被害を最小限に留める為、関係各部と連携した対応チームの設置その他必要となる対応の手順を定めています。

## ▶ 個人情報保護に関する基本方針

「個人情報の保護に関する法律」の基本理念のもと、当社グループは、個人情報を適切に取り扱う事を経営の重要事項とし、「個人情報保護方針」を定めています。この基本方針に則り、「個人情報保護規程」に個人情報の適切な取り扱い方法と、保護の為に社内組織体制を定めています。

# 情報開示

株主・投資家の皆さまとのコミュニケーションには、正確かつタイムリーな情報開示により、住友大阪セメントグループの現況や経営計画をご理解いただく事が不可欠です。

また、幅広く当社グループの事業内容をご理解いただく事も重要と考え、説明会、見学会などさまざまなツールを用いてIR活動に努めています。

## ディスクロージャー・ポリシー

### ▶ 基本方針

当社は、適時・適正かつ公正・公平な情報開示を行います。株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては、平易かつ具体的な記載を行うよう努めます。

### ▶ 開示方法

当社は、金融商品取引法などの関係法令を遵守し、東京証券取引所の「適時開示規則」に基づき、開示が義務付けられている情報は、TDnetおよびプレスリリースを通じて公開するとともに、当社ホームページに速やかに掲示します。

また、「適時開示規則」に該当しない情報であっても、株主、投資家や他のステークホルダーにとって有用であると当社が判断する情報については、ホームページやメディアを通じて、迅速かつ公平な情報開示に努めます。

### ▶ 沈黙期間

当社は、決算情報の漏洩防止や情報開示の公平性確保の為に、四半期ごとの決算において、決算期日の約2週間前より「沈黙期間」を設け、決算に関するコメントおよびご質問への回答を控えています。ただし、沈黙期間中であっても、東京証券取引所の上場規程などに従って、業績や配当予想の修正などに関する適時開示を行う事があります。

### ▶ 経営に対するフィードバック

当社は、株主や投資家・証券アナリストといった市場参加者と会社側との双方向のコミュニケーションを積極的に行い、当該コミュニケーションにより把握した意見は、IR担当部門が経営陣幹部および取締役会へフィードバックを行い、経営計画の策定に役立てます。

### ▶ 決算説明会の開催

機関投資家・アナリストに向けて、当社グループの経営状況をご理解いただく為、本決算・中間決算後に決算説明会を開催しております。決算説明会では、経営トップから決算内容を説明するとともに、質疑応答を行っています。その他にも国内外の証券アナリストや機関投資家からの個別取材に対応するなど、幅広く投資家と継続的にコミュニケーションを図っています。

今年5月には、2020年度（2021年3月期）決算を発表しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本社会議室での説明会開催に加えて、オンライン会議システムを利用したwebでの同時中継を実施し、多くの方にご参加いただきました。

また、今回は機関投資家・アナリストへの決算説明会だけでなく、報道機関に向けた決算説明記者会見を本社会議室で開催しました。



2020年度（2021年3月期）決算説明会